

平成28年8月29日

(一社) 長崎県建設業協会 会長 様

長崎県土木部
建設企画課 課長



公共工事における事故防止の徹底について

貴団体各位におかれましては、日頃から公共工事の事故防止対策について傘下の各団体員へご指導頂いていることと存じます。

今夏は気象庁の予報どおり西日本は猛暑が続いており、熱中症への警戒が連日呼びかけられております。各工事現場においては、例年以上に熱中症予防対策を実施されていることと思います。

しかしながら、7月29日8時30分頃に五島振興局上五島支所発注工事および8月22日16時30分頃壱岐振興局建設部発注工事において、熱中症のため作業員および交通誘導警備員がそれぞれ不快を訴え病院で手当てを受ける案件が報告されました。

熱中症は、発見や対応が遅れば死亡につながることもあります。これからの時期は残暑中での工事となり、長く続く暑中での工事になるため、注意力低下による事故も懸念されますので熱中症対策など事故防止に向けたより一層の取り組みが必要となります。このため、貴団体各位におかれましては、貴下会員に対して適切な安全管理対策を講じて頂くよう指導、注意喚起の徹底をお願いいたします。

担当課：土木部建設企画課
技術情報班
TEL095-894-3023

厚生労働省「建設業職場での熱中症予防対策」より引用

具体的な実施事項

・ ア 作業環境管理

作業場所又はその近傍に、臥床することができる冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保し、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう、また、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等体を適度に冷やすことのできるよう物品及び設備を設けること。

・ イ 作業管理

(ア) 作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

(イ) 透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット（クールヘルメット等）を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

・ ウ 健康管理

(ア) 安衛法第66条の4及び第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(イ) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医・主治医の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

・ エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 自覚症状に関わらず水分及び塩分を摂取すること
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱中症が疑われる症状
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法